

減価償却費について

建物、機械装置、車両などの資産は、時の経過などによりその価値が減少していきます。このような資産を「減価償却資産」といいます。この資産を取得するための費用は、支出した時に全額必要経費とはできず、資産の使用可能期間(年数)に分割して必要経費とします。

減価償却とは、この資産を取得するために支出した費用を一定の方法によって、耐用年数に従い、各年分の必要経費としていく手続きです。

税制改正により農業用の機械および装置などの耐用年数が平成21年分から見直しされています。

① 定額法の計算方法について

旧定額法 -平成19年3月末以前に取得した建物、農機具など-

取得価額①×90%=償却の基礎になる金額②
 償却の基礎になる金額②×償却率④×本年中の償却期間⑤=本年分の普通償却費⑥

前年末までの減価償却費の累計額が取得価格の95%相当額に達した場合には、その達した年分の翌年分以後5年間に於いて、次の算式により計算した金額を減価償却費として償却を行い、1円まで償却します。

(取得価格①-取得価格①×95%-1円)÷5×本年中の償却期間⑤=本年分の普通償却費⑥

※償却の基礎になる金額②には、取得価格①×5%の金額を記入します。(平成20年分からの適用)

定額法 -平成19年4月以降に取得した建物、農機具など-

取得価額①=償却の基礎になる金額②
 償却の基礎になる金額②×償却率④×本年中の償却期間⑤=本年分の普通償却費⑥

※償却最終年に備忘価格1円を残します。

○ 償却率④ ※別紙「主な減価償却資産の耐用年数表」を参考にしてください。

種類	耐用年数		償却率(定額法)	
			H19.4.1以後 取得	H19.3.31以前 取得
コンバイン(自脱型) 育苗機・田植機・散粉機	H20年分までの申告	5年	0.200	0.200
	H21年分からの申告	7年	0.143	0.142
トラクター・糶すり機 循環型乾燥機	H20年分までの申告	8年	0.125	0.125
	H21年分からの申告	7年	0.143	0.142

耐用年数が見直されました

○ 本年中の償却期間⑤

コンバインや田植機のように使用時期が限られているものは、いつでも稼働できる状態であれば1年間使用したもものとして、償却期間を12/12とします。

ただし、年の途中で取得、譲渡、廃棄した資産は、月割計算により減価償却費の額を求めます。

○ 事業専用割合⑦

事業と家事の両方に使用している資産は、使用時間、使用面積などの適切な基準により事業に使用している割合を求めます。

② 20万円未満の資産について

(1) 少額の減価償却資産

使用可能期間が1年未満の資産、取得価額が10万円未満の資産を買い入れるための費用は、減価償却しないでその資産を事業に使用した年の必要経費に算入します。(農具費⑧など)

(2) 一括償却資産

取得価額が20万円未満の資産(1) 少額の減価償却資産の適用があるもの及び国外リース資産を除きます)については、選択により、その資産の全部または一部を一括して、その資産(一括償却資産)の取得価額の合計額(一括償却対象額)を事業に使用した年以後3年間で均等に必要経費にすることができます。なお、償却率④は1/3と記入します。

(注) 一括償却資産は、その事業に使用した年以後3年間の間に滅失や譲渡等した場合でも、その3年間は3分の1ずつ必要経費に算入します。この場合に除却損を計上することはできません。

③ 減価償却資産を廃棄・売却した場合

○ 廃棄

廃棄損として経費に算入されますので、收支内訳書必要経費の科目の空欄⑨～⑫に「廃棄損」と記入し、未償却残高をその金額欄に記入してください。(「保険金、損害賠償金などで補てんされる金額」および「資産の処分可能額」がある場合は未償却残高から控除してください。)

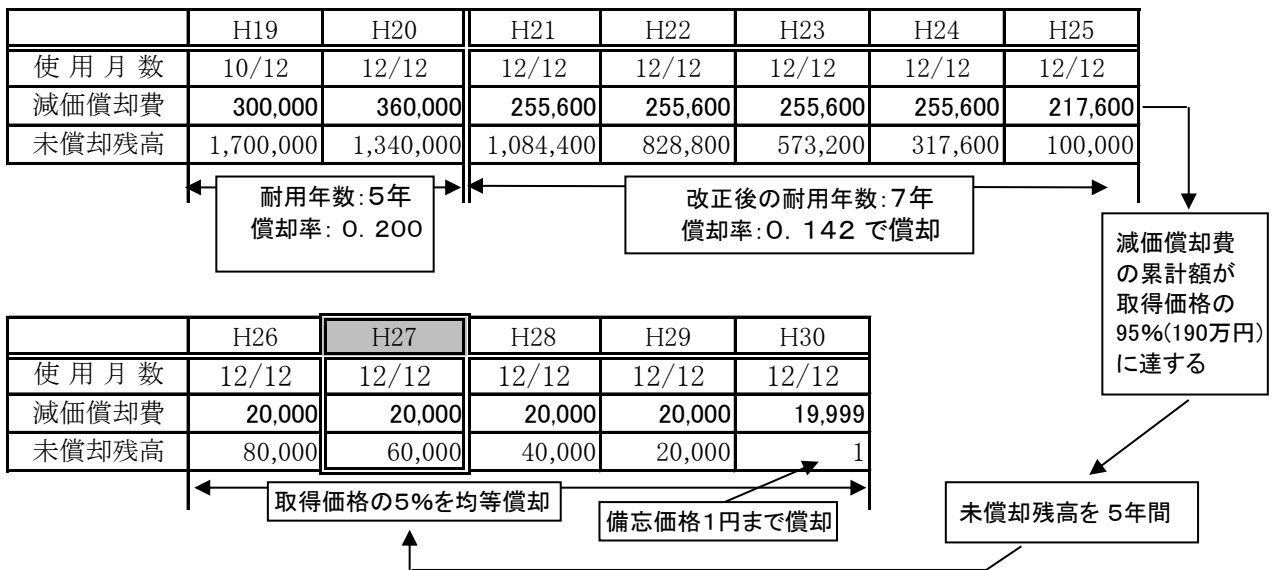
○ 売却(下取りを含む) …… 車両などの譲渡益は総合譲渡所得となります。

④ 減価償却資産の計算例

【平成19年3月31日以前 に購入の減価償却資産 (旧定額法による計算)】

田植機 を 平成19年3月 に 200万円で購入

耐用年数:改正前5年(H19.3.31以前取得の償却率 0.200) 改正後7年(H19.3.31以前取得の償却率 0.142)



【平成19年4月1日以降 に購入の減価償却資産 (定額法による計算)】

トラクター を 平成20年7月 に 250万円で購入

耐用年数:改正前8年(H19.4.1以降取得の償却率 0.125) 改正後7年(H19.4.1以降取得の償却率 0.143)

